約款変更 新旧対照表

条,	項	変更後	変更前
第1条約	冷かの趣旨	1この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非	1この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非
		課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租	課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租
		税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場	税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場
		株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座	株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座
		に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、	に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、
		労働金庫(以下、「当金庫」といいます。)に開設された非課税	労働金庫(以下、「当金庫」といいます。)に開設された非課税
		口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号 <mark>、</mark> 第4	口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号 <u>およ</u>
		号 <mark>および第 6 号</mark> に規定する要件および当金庫との権利義務関係	<u>び</u> 第4号に規定する要件および当金庫との権利義務関係を明確
		を明確にするための取決めです。	にするための取決めです。
		2お客様と当金庫との間における、各サービス、取引等の内容や	2お客様と当金庫との間における、各サービス、取引等の内容や
		権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、	権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、
		「投資信託総合取引約款」その他の当金庫が定める契約条項お	「投資信託総合取引約款」その他の当金庫が定める契約条項お
		よび租税特別措置法その他の法令によります。	よび租税特別措置法その他の法令によります。
第2条排	課税口座	1お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるために	1お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるために
開	報告 出書	は、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定	は、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定
等	等の提出等	める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第	める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第
		5 項第 1 号 <mark>、第 10 項</mark> および第 19 項に基づき「非課税口座開設	5 項第 1 号および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」 <u>、</u>
		届出書」(<mark>すでに当金庫以外の証券会社または金融機関におい</mark>	「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」(すでに
		て非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開	当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税口座廃
		<mark>設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に</mark> 加えて	止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、
		「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、すでに	当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に
		当金庫に非課税口座を開設している場合 <mark>で当該非課税口座に勘</mark>	基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書
		<mark>定を設定しようとする場合</mark> には、「非課税口座廃止通知書」ま	類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が
		たは「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当金庫に対し	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する
		て租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各	場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別
		号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して	措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要がありま
		氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置	す。

条項	変更後	変更前
	法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏	ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」
	名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他	については、非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再
	の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	開設年」といいます。)または <u>非課税管理</u> 勘定もしくは <u>累積投</u>
	ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に	<u>資</u> 勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいま
	ついては、非課税口座を再開設しようとする年(以下、「再開設	す。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30
	年」といいます。)または <mark>特定累積投資</mark> 勘定もしくは <mark>特定非課税</mark>	日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知
	<u>管理</u> 勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいま	書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基
	す。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日	因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した
	までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」	日の属する年分の <u>非課税管理</u> 勘定または <u>累積投資</u> 勘定に上場
	が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因とな	株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定す
	った非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属す	る上場株式等をいいます。ただし、当金庫との取引において
	る年分の <mark>特定累積投資</mark> 勘定または <mark>特定非課税管理</mark> 勘定に上場株	は、非課税管理勘定では第5条に規定するもののうち公募非
	式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上	上場株式投資信託受益権、累積投資勘定では第5条の2に規
	場株式等をいいます。ただし、当金庫との取引においては、非	定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。)の受入れが
	課税管理勘定 <mark>および特定非課税管理勘定</mark> では第5条 <u>または第5</u>	行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同
	条の3に規定するもののうち公募非上場株式投資信託受益権、	日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理す
	累積投資勘定 <mark>および特定累積投資勘定</mark> では第5条の2 <mark>および第</mark>	ることができません。
	5条の4に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。)	
	の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した	
	日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を	
	受理することができません。	
	2 <mark>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通</mark>	2 「非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当
	<mark>知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、</mark>	金庫または証券会社もしくは他の金融機関に <u>重複して</u> 提出する
	当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に <mark>「非課税口座開</mark>	ことはできません。
	3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることを	3お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることを
	やめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定す	やめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定す
	る「非課税口座廃止届出書」を提出してください。	る「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

条項	変更後	変更前
	4当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、そ	4 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、そ
	の提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は	の提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は
	お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定す	お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定す
	る「非課税口座廃止通知書」を交付します。	る「非課税口座廃止通知書」を交付します。
	①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座	① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座
	に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分	
	の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が	分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていた
	設けられていたとき	とき
	② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口	② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口
	座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年	座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する
	分の翌年分の非課税管理勘定 <mark>、</mark> 累積投資勘定 <mark>または特定累積</mark>	年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設け
		られることとなっていたとき
	5お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき <mark>特定累積投資</mark> 勘	5お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定
	定または特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関	または <u>累積投資</u> 勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けよ
	に設けようとする場合は、非課税口座に当該 <mark>特定累積投資</mark> 勘定	うとする場合は、非課税口座に当該 <u>非課税管理</u> 勘定または <u>累積</u>
	または <mark>特定非課税管理</mark> 勘定が設けられる日の属する年(以下、	<u>投資</u> 勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といい
	「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30	ます。) の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、
	日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定す	租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取
	る「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。な	引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届
	お、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税	出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定 <u>または</u>
	管理勘定 <mark>、</mark> 累積投資勘定 <u>、特定累積投資勘定または特定非課税</u>	累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、
	<u>管理勘定</u> に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金	当金庫は当該変更届出書を受理することができません。
	庫は当該変更届出書を受理することができません。	
	6当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設	6 当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設
	定年に係る非課税管理勘定 <mark>、</mark> 累積投資勘定 <mark>、特定累積投資勘定ま</mark>	定年に係る非課税管理勘定 <u>または</u> 累積投資勘定がすでに設けら
	<u>たは特定非課税管理勘定</u> がすでに設けられている場合には当該	れている場合には当該非課税管理勘定 <u>または</u> 累積投資勘定を廃
	非課税管理勘定 <mark>、</mark> 累積投資勘定 <mark>、特定累積投資勘定または特定非</mark>	止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規
	課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14	定する「勘定廃止通知書」を交付します。

4	条項	変更後	変更前
		第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	
			7 2017 年 10 月 1 日時点で当金庫に開設した非課税口座に 2017 年
			分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告
			知を行っているお客様のうち、同日前に当金庫に対して「非課
			税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出
			しなかったお客様につきましては、2018年分以後の勘定設定期
			間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものと
			みなし、第1項の規定を適用します。
第3条	非課税管理	1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管	1非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税
	勘定の設定		管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録ま
		保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録	たは保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは
		または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分	記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録
		して行うための勘定で、2014 年から 2 <mark>0</mark> 23 年までの各年(累積	と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年
		投資勘定が設けられる年を除きます。 <mark>以下、この条において</mark>	(累積投資勘定が設けられる年を除きます。) に設けられるも
		<u>「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>)に設けられるものを	のをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税口座
		いいます。以下同じ。)は、勘定設定期間 <mark>内の各年</mark> においてのみ	開設届出書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止
		設けられます。	通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間におい
			てのみ設けられます。
	4	2 <mark>前項の</mark> 非課税管理勘定は、 <mark>当該</mark> 勘定設定期間内の各年の1月1	2非課税管理勘定は、前項の勘定設定期間内の各年の1月1日
		日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された	(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場
		場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提	合における当該提出された日の属する年にあっては、その提
		出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または	出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または
		「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当	「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から
		金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税	当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非
		管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘	課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税
		定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合に	管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった
		は、同日)において設けられます。	場合には、同日)において設けられます。

条项	頁	変更後	変更前
第3条累	積投資勘 の設定	変更後 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2023 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を	変更前 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2042 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税口座開設届出書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 累積投資勘定は、前項の勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を
第3条 の3 定	勘定の設	設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された	設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。 (追加)

条項	変更後	変更前
	場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。	
第3条 <u>の4</u> 管理勘定の 設定	非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。	(追加)
	1 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿 への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。 3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。	1非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 2非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

条項	変更後	変更前
第5条 非課税管理	当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定	当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定
勘定に受入	においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設さ	においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設さ
れる上場株	れている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録	れている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録
式等の範囲	がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限りま	がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限りま
	す。)のみを受入れます。	す。)のみを受入れます。
	① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理	① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理
	勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの	勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの
	間に受入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入し	間 <u>(以下、「受入期間」といいます。)</u> に受入れた上場株式等
	た上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移	の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等については
	管により受入れた上場株式等についてはその移管に係る払出	その購入の代価の額をいい、口の移管により受入れた上場株
	し時の金額をいいます。 <mark>なお、ロの移管については、2023</mark>	式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいま
	<u>年までの取扱いとなります。</u>) の合計額が 120 万円(②によ	す。)の合計額が120万円(②により受入れた上場株式等が
	り受入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移	ある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額
	管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの	を控除した金額)を超えないもの
	イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月	イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月
	31 日までの間に当金庫への買付の委託により取得をした上	31 日までの間に当金庫への買付の委託により取得をした上
	場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられる	場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられる
	<i>₹0</i>	€ <i>0</i>
	ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課	ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課
	税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税	税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税
	口座が開設されている当金庫の営業所に開設された租税特	口座が開設されている当金庫の営業所に開設された租税特
	別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年	別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年
	者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定	者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定
	をいいます。) から租税特別措置法施行令第25条の13第10	をいいます。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10
	項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げ	項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げ
	るものを除きます。)	るものを除きます。)
	② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替え	② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替え
	て準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税	て準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税

条項	変更後	変更前
第5条 累積投資港の2 定に受入れる上場株式等の範囲	おいては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて 取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14 第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、当該上場 株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成 が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以 外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投 資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定 めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要 件を満たすものに限ります。)のみを受入れます。	する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受入れます。 1 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入
第5条 特定累積的 の3 資勘定に受 入れる上場 株式等の筆	当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、当該上	(追加)

条項	変更後	変更前
一 一 一	場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受入れます。 ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた目から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその拡入人だ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定界積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れたいる買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定界積投資勘定基準額(同年の前年12月31日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受入れている上場株式等の購入の代価の額等に相当する金額をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場	及关刊
第5条 特定非課税 の4 管理勘定に 受入れる上 場株式等の 範囲	株式等 1 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受入れます。 1 第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から	(追加)

条項	変更後	変更前
	同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当金庫への買付の委	
	<mark>託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税</mark>	
	口座に受入れられるもので、受入れた上場株式等の取得対価	
	<u>の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額を</u>	
	<mark>いいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該上場</mark>	
	株式等を当該特定非課税管理勘定に受入れた場合において、	
	次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場	
	株式等を除きます。)	
	<u>イ</u> 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額 (当該属する	
	年の前年12月31日に特定非課税管理勘定に受入れている	
	上場株式等の購入の代価の額に相当する金額をいいます。)	
	<u>の合計額が 1,200 万円を超える場合</u>	
	<u>ロ 当該期間内の上場株式等の取得対価の額の合計額、その年</u>	
	において特定累積投資勘定に受入れている買付の委託等に	
	より取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合	
	② 前号に掲げるもののほか租税特別措置法施行令第25条の13	
	第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株	
	式等	
	2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受入	
	- れることができません。	
	① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第	
	16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当	
	該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄	
	または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されてい	
	<mark>るもの</mark>	
	② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託およ	
	び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口ま	

条項	変更後	変更前
	たは特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に	
	規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場	
	合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同	
	<u>法第 67 条第 1 項に規定する規約(外国投資法人の社員の地</u>	
	<u>位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第</u>	
	3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5	
	<u>第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資</u>	
	(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目	
	的によるものを除きます。)として運用を行うこととされて	
	<mark>いることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める</mark>	
	<mark>事項が定められているもの</mark>	
	③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型	
	投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指	
	図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令	
	25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外	
	<u>のもの</u>	
	3前項の規定に基づき非課税口座への受入れができない場合、当	
	該上場株式等は、課税口座に受入れるものとします。	

条項	変更後	変更前
第6条譲渡の方法	1 非課税管理勘定 <u>または特定非課税管理勘定</u> において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当金庫への解約請求により行います。 2 累積投資勘定 <u>または特定累積投資勘定</u> において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当金庫への解約請求により行います。	1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当金庫への解約請求により行います。 2 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当金庫への売委託による方法、当金庫に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第7条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知	(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25	1租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様 (相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面

条項	変更後	変更前
		により通知いたします。
	2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、	2租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、
	累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振	累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振
	替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条	替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条
	の 13 第 <mark>22</mark> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号お	の 13 第 <u>24</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号お
	よび第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への	よび第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への
	移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4	移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4
	号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で	号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で
	累積投資勘定に受入れなかったものであって、累積投資勘定に	累積投資勘定に受入れなかったものであって、累積投資勘定に
	受入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座か	受入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座か
	ら他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされ	ら他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされ
	るものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈	るものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈
	(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)	(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)
	による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当	による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当
	該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取	該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取
	得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別	得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別
	措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および	措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および
	数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が	数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が
	生じた日等を書面により通知いたします。	生じた日等を書面により通知いたします。
	3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、	
	特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し	
	(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25	
	条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号	
	および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座へ	
	の移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、	
	第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式	
	等で特定累積投資勘定に受入れなかったものであって、特定累	
	積投資勘定に受入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けら	

条項	変更後	変更前
	れた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあっ	
	<u>たものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様</u>	
	(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈	
	<u>与を含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続ま</u>	
	たは遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であっ	
	た上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場	
	株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し	
	時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由お	
	よびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	
	4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、	
	特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出	
	し(振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項第1号	
	ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施 の	
	行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行	
	令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに	
	特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項	
	各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管	
	理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に	
	受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税	
	口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみ	
	なされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または	
	遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みま	
	す。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈によ	
	り当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等	
	を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特	
	<u>別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および</u>	
	数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が	

2		変更後	変更前
		生じた日等を書面により通知いたします。	
第8条	非課税管理	1本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非	1本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非
	勘定終了時	課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5	課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5
	の取扱い	年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止	年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止
		した非課税管理勘定を除きます。)	した非課税管理勘定を除きます。)
		2前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の	2前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の
		各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱	各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱
		うものとします。	うものとします。
			① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が定める日
			までに当金庫に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必
			要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の
			提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管
			理勘定への移管
		① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が定める日	
		までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第	
		8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客	8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客
		様が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への	様が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への
		<mark></mark> 移管	移管
		② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
第9条	累積投資勘	1当金庫は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口	1当金庫は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口
	定を設定し	座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名また	座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名また
	た場合の所	は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった	は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった
	在地解認	場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記	場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記
		載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲	載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲
		げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであるこ	げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであるこ
		とを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定	とを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定
		を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年	を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年

条項	変更後	変更前
	を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。 ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。	を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。
	① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準 経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住 所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名およ び住所	① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過 日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等 確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住 所
	② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所	② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様 が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金 庫に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名 および住所
	2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合 (第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。) には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。	2前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

条項	変更後	変更前
第10 条 勘定と累積 投資勘定の 変更手続き	(削除)	1 お客様が、当金庫に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当金庫に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客様が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月20日までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 3 2024年1月1日以後、お客様が当金庫に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
第10 特定累積投資 条 資勘定を設定した場合 の所在地確認	1 当金庫は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。	(追加)

条項	変更後	変更前
	① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準 経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所	
	② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所	
	2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資	
	勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。	

4	条項	変更後	変更前
第 11	非課税口座	1お客様が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」の提出を	1お客様が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」の提出を
	開設後に重	し、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税	し、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税
	複口座であ	口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特	口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特
	ることが判	別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当	別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当
	明した場合	しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で	しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で
	の取扱い	行っていた取引については、その開設のときから課税口座での	行っていた取引については、その開設のときから課税口座での
		取引として取扱わせていただきます。	取引として取 <u>り</u> 扱わせていただきます。
		2前項の場合、非課税口座で買付または換金した上場株式等がす	2前項の場合、非課税口座で買付または換金した上場株式等がす
		でにあるときには、当初から課税口座で買付または換金したも	でにあるときには、当初から課税口座で買付または換金したも
		のとして取扱うものとし、当該上場株式等から生じる配当所得	のとして取扱うものとし、当該上場株式等から生じる配当所得
		等については遡及して課税されます。また、当初から非課税口	等については遡及して課税されます。また、当初から非課税口
		座が開設されなかったとするために必要となる当金庫の手続き	座が開設されなかったとするために必要となる当金庫の手続き
		が完了するまでの間、お客様の新たな取引を制限させていただ	が完了するまでの間、お客様の新たな取引を制限させていただ
		くことがあります。	くことがあります。
第 13	契約の解除	次の各号に該当した場合には、それぞれに掲げる日にこの契約	次の各号に該当した場合には、それぞれに掲げる日にこの契
条		は解除されます。	約は解除されます。
		① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非	① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非
		課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日	課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
		② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号 <mark>、同施行規則第</mark>	② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国
		<u>18 条の 15 の 3 第 29 項第 1 号</u> に定める「出国届出書」の提出	届出書」の提出があった場合 出国日
		があった場合 出国日	
		③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住	③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住
		者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の	者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の
		14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出が	14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出が
		あったものとみなされた日(出国日)	あったものとみなされた日(出国日)
		④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死	
		亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、	亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、
		租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口

	条項	変更後	変更前
		座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座 開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されない場合	座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座 開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されない場合
第 14 条	合意管轄	この約款に関するお客様と当金庫との間の訴訟については、 <u>当</u> 金庫本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所といたします。	この約款に関するお客様と当金庫との間の訴訟については、 <u>当</u> 金庫の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当金庫が管轄裁判所を指定できるものとします。
附則		きます。 3 この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2017年6月1日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2017年10月1日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2019年1月1日より一部改正を適用させていただきます。	1 この約款は、2013 年 7 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2015 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2017 年 6 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2017 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。